

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和7年12月24日・東京都条例第144号

第1 概要

1 改正理由

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第52号）の施行による脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）の改正等に伴い、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 削減義務対象となる排出量について、国の排出量取引制度対象事業者における燃料等の使用に伴う二酸化炭素の直接排出量を除外するため規定を整備する。
- (2) その他所要の規定整備を行う。

第2 施行日

令和8年4月1日

第3 問合せ先

環境局気候変動対策部総量削減課

直通 03-5388-3487